

令和4年2月4日

介護保険サービス事業者協議会 御中

各務原市高齢福祉課長

令和4年度からの紙おむつ等購入助成事業支給対象者の変更等について

平素は福祉行政の推進のためご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

当市で行っている紙おむつ等購入助成事業につきまして、昨年度、国から支給基準の変更通知がありました。

これを受け、令和4年度から事業の対象者を以下のとおりとする予定ですので、ご留意の上ご協力をお願いいたします。

<令和4年度からの支給対象者>

次の①～④のすべてに該当する方

- ① 市内に住所のある65歳以上の高齢者又は介護保険受給者
- ② 在宅で常時紙おむつ又は紙パンツを使用している方、又はその家族
- ③ 介護保険法に基づく要介護認定により要介護3以上の認定を受けた方。
- ④ 紙おむつ等を利用する方の前年度市民税額が非課税（介護保険所得段階区分1～5の方）

《 変更点 》

	令和3年度まで	令和4年度から
対象者	在宅で寝たきりなど的高齢者等を介護する家族	在宅で寝たきりなど的高齢者等を介護する家族に加え、一人暮らしの高齢者等
課税状況 住民税	条件なし	紙おむつ等を使用する本人が非課税 (介護保険所得段階区分1～5段階の方)

現在、紙おむつ等購入助成券をご利用の方については、令和4年度から上記の条件に変更されるお知らせを送付させていただきます。お問合せ等がございましたら、下記までご連絡をさせていただきたくようお伝えください。よろしくお願いいたします。

【お問合せ】各務原市高齢福祉課

高齢福祉係長：長縄 担当：伊藤

電話(058)383-1779(直通)